

あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」 ドローンエンジニア人材育成体制構築支援事業業務委託 仕様書

1 事業名

あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」
ドローンエンジニア人材育成体制構築支援事業業務委託

2 目的

愛知県では、ドローンやeVTOL等の次世代空モビリティの社会実装の早期化を図るとともに、自動運転車等の「陸」のモビリティとの同時制御により創出される新しいモビリティ社会「愛知モデル」の構築や、次世代空モビリティの基幹産業化を目指す「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル2030」」（以下「プロジェクト」という。）を推進している。

2024年2月に策定したプロジェクトの「推進プラン」（下記「4 業務に関する全般的な事項」参照）では、取組の柱の1つとして「供給力の強化」を掲げており、基幹産業化に向けて、サプライチェーンの構築や人材育成の体制構築に取り組んでいる。

その事業の一環として、愛知県は2024・2025年度に、ドローンの開発・製作・カスタマイズ・保守等に関する知識や技術を有する人材（以下「ドローンエンジニア人材」という。）を育成するためのカリキュラムとテキストを作成した。本業務においては、ドローンエンジニア人材が絶え間なく輩出される体制構築に向けて、愛知県が作成したカリキュラムとテキストを活用して、ドローンエンジニア人材育成事業を実施する事業者への支援を行うとともに、ドローンエンジニア人材の知識及び技術の習得度を明らかにする検定制度創設等に向けた検討を行う。

3 委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

4 業務に関する全般的な事項

（1）愛知県は、2024 年 2 月にプロジェクトの今後の取組や、方向性を示した「推進プラン」をとりまとめるとともに、2026 年 1 月には、プロジェクトの進捗や課題を踏まえ、「推進プラン」の追補版を策定した。本業務は「推進プラン」及び同追補版（以下「推進プラン」という。）に沿ってプロジェクトの推進を図るものであることから、「推進プラン」の理解に努めた上で業務を行うこと。

※資料：

- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」について
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/460185.pdf>)
- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」推進プラン
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/494809.pdf>)

● あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」推進プラン追補版

(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/596646.pdf>)

(2) 愛知県が、2024・2025 年度に作成したカリキュラムとテキストの内容について熟知すること。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/droneengineer.html>)

5 業務実施内容

(1) ドローンエンジニア人材の育成に取り組む事業者の支援

愛知県が作成したカリキュラムとテキストを活用して、ドローンエンジニア人材の育成を新規事業として取り組む意思のある事業者や既に事業として実施している事業者

(以下「ドローンエンジニア人材育成実施事業者」という。) を支援し、ドローンエンジニア人材育成の裾野を広げる。

ア 事業者の募集・選定

ドローンエンジニア人材育成実施事業者を募集すること。募集に当たっては、県と協議のうえ、募集要項を作成すること。

多くの募集を促すため、Web ページ等に掲載して広範に周知を行うこと。

応募のあったものから、5 者程度選定すること。なお、同一の支援内容を希望している応募事業者が複数いる場合は、より多くの事業者を支援できるように柔軟に対応すること。

選定に当たっては、事前に県と協議の上、選定方法及び選定基準を作成すること。

また、必要に応じ、応募事業者にヒアリングを行い、内容の把握に努めること。

イ 事業者支援

事業者支援に当たっては、ドローンエンジニア人材育成実施事業者と密にコミュニケーションを取り、以下の支援等を実施すること。

- ・実施計画・スケジュールの作成
- ・事業として実施するための講師育成、講師派遣
- ・カリキュラムやテキスト（4（2）参照。）、ドローンキット等の提供

ウ 事業者交流機会の提供

ドローンエンジニア人材育成実施事業者同士が、意見交換できる機会を提供すること。なお、選定されなかった事業者の参加を促すなど、より多くの事業者が交流できるように努めること。

(2) ドローンエンジニア検定制度創設等に向けた検討

ドローンエンジニア人材の創出に向けて、ドローンエンジニア人材の知識及び技術の習得度がわかる検定の創設に向けた検討会を開催し、検定制度の骨子を作成する。

ア 検討会の開催

（ア）開催方法・回数等

対面での開催を原則とし、3 回程度開催すること。オンライン開催にする場合は県と協議すること。

(イ) 参加者

ドローンメーカー、ドローンスクール、サービスサー、教育機関、国、管理団体となり得る関連団体 等。

(ウ) 検討内容

- ・ドローンエンジニア人材を巡る現状分析や人材育成の他産業との比較検討
- ・検定制度等ドローンエンジニア人材の創出・育成の仕組みの検討
- ・制度創設にあたり検討すべき論点の洗い出しやヒアリング先の検討
- ・検定制度の方向性（目的、区分、役割、求められる知識・技能水準、試験範囲、制度の実施体制 等）
- ・ロードマップや今後の進め方 等

(エ) 業務内容

- ・検討会の参加者の選定
- ・検討会の内容やスケジュールに関する企画・調整
- ・会議の運営（日程調整、会場確保、資料作成、取り回し、議事録作成 等）

イ ドローンエンジニア検定に関する調査

検討会での効果的かつ効率的な議論に資するよう、5（2）ア（ウ）の検討内容等について、公開情報に基づく調査や有識者へのヒアリングやアンケート調査を行うこと。その際に、SIer 検定などの既存の民間検定や他産業の事例の分析を行い、検定に盛り込むべき内容を調査すること。

ウ 検定制度骨子の作成

ア、イの実施結果を踏まえ、検定制度の骨子を作成すること。なお、骨子の作成に当たっては、専門家による監修を行うこと。

（3）結果の公表

本事業の実施内容については、プロジェクトの推進主体であるプロジェクトチーム会合での公表を想定している。このため、同会合に向けた資料作成支援を行うこと。なお、以下に示す公表時期はあくまで現時点での想定であるため、県と密に調整すること。

・公表時期

中間報告：2026年10月頃

最終報告：2027年3月頃

6 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

（1）人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

（2）交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシ一代等）

（3）印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

（4）消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であつて、上記経費以外に墨が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

7 成果物

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 実績報告書 2部

※ 図面等を除き A4判縦 横書き 左綴じ 適宜カラー印刷

イ 実績報告書の電子データ 1式

ウ その他

提出期限

2027 年

提出先

Τ 460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

9 その他

(1) 県との協議及び総括責任者の設置

- ア 受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。
- イ 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- ウ 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

(2) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。

(3) 委託事業間の連携

各事業の調査結果については、愛知県が別に実施するあいちモビリティイノベーションプロジェクトの関連事業（プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務 等）と連携し、プロジェクト推進に必要な情報共有を行うなど密に連携すること。

(4) 著作権等の保護

- ア 業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。
- イ 成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- ウ 著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議のうえ、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができます。

(5) 情報管理

- ア 受託者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。
- イ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(6) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(7) 委託事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(8) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い

- ア 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- イ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(9) その他

本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。